

領土・主権展示館企画展

サンフランシスコ
平和条約
70周年

サンフランシスコ 平和条約と日本の領土

サンフランシスコ平和条約への署名
写真：共同通信社



2021年9月28日(火)

入場
無料

12月5日(日)

所蔵：外務省外交史料館
(毎日新聞社寄贈)



過去から現代へ

サンフランシスコ平和条約については今年9月にサンフランシスコ講和会議での署名から70周年を迎えます。現在の日本の領土を法的に確定したのはこのサンフランシスコ平和条約であり、同条約による第二次世界大戦の戦後処理は、戦後の国際秩序の基礎であるとともに、戦後のアジア太平洋地域における平和と繁栄の礎でした。

現在なおも解決していない北方領土及び竹島の領土問題、それに加えて現在その周辺海域において緊張が高まっている尖閣諸島をめぐる情勢についても、我が国の立場においてサンフランシスコ平和条約は重要な要素となっています。

これら我が国の領土について考えるとき、また、現在の国際社会の法と秩序を力により一方的に変更しようという動きが広がっていることを考えるとき、第二次大戦後のアジア太平洋の法と秩序を形成した原点-サンフランシスコ平和条約-は、70年前に起こった単なる歴史的イベントではなく、現代的な意義を有します。

同条約の交渉過程については、各国の公文書の公開が進んだ結果、これまで知られてこなかった新しい事実が明らかになってきています。これまでの領土に関する委託資料調査や公益財団法人日本国際問題研究所の調査などを通じて明らかになったサンフランシスコ平和条約交渉をめぐる経緯や知られざるエピソードも紹介します。

本件展示が、領土という観点から、同条約が現代から見てどのような意義を有するのか、来館者の皆様方にお考えいただく一助となれば幸いです。

※本展示会で展示する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したもの等であり、必ずしもすべての展示が政府の見解を表すものではありません。



提供：JAXA/NASA



提供：森原史成氏



提供：内閣官房ホームページ

入門編も展示

「サンフランシスコ平和条約って何だろう？」

貴重なニュース映像とパネル
展示で分かりやすく解説。

San Francisco Peace Treaty And Japanese Territory



領土・主権展示館

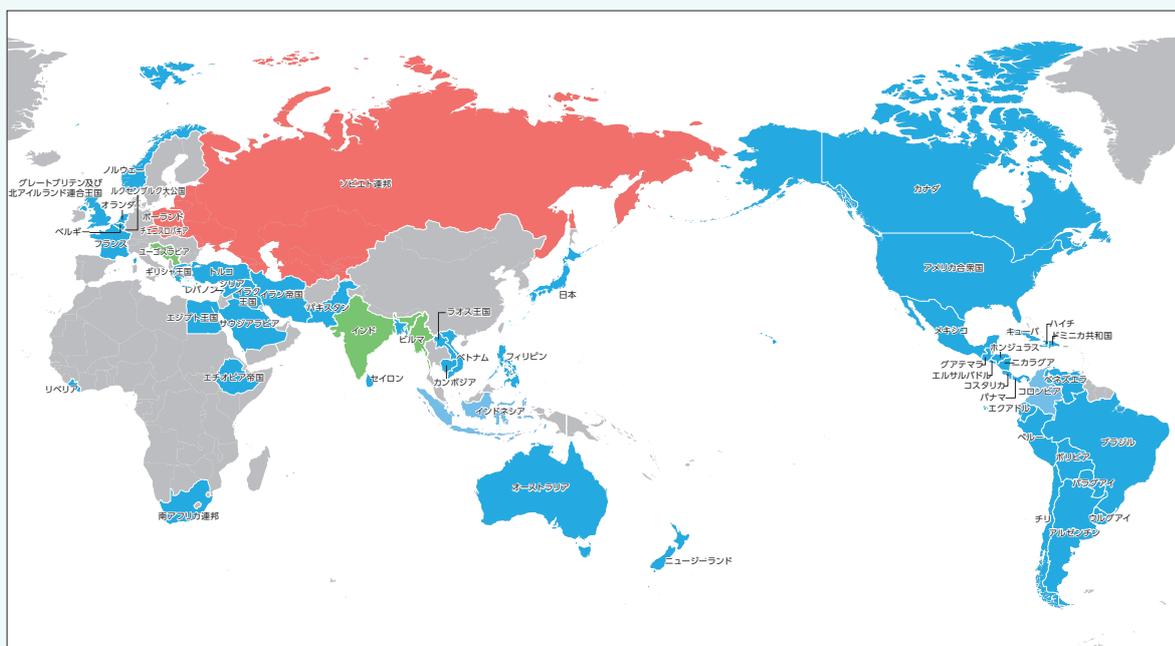
NATIONAL MUSEUM OF
TERRITORY AND SOVEREIGNTY

サンフランシスコ平和条約って何だろう

サンフランシスコ平和条約とは、日本と連合国48か国の間で結ばれた、第二次世界大戦による法的な戦争状態を終わらせるための平和条約で、正式名称は、Treaty of Peace with Japan (日本名:「日本国との平和条約」)です。

1951年9月4日から8日まで、サンフランシスコにおいて52か国の代表参加のもと、平和会議が開催されました。会議の結果1951年9月8日、条約が署名されました。

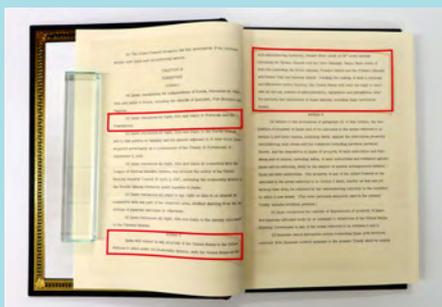
条約の発効は1952年4月28日です。これにより連合国軍の占領が終了し、日本は独立を回復して国際社会に復帰しました。



- | | |
|---|---|
|  サンフランシスコ平和条約に署名・批准した国 |  サンフランシスコ平和条約に署名したが批准しなかった国 |
|  サンフランシスコ平和条約に署名しなかった国 |  サンフランシスコ講和会議に招請されたが参加しなかった国 |

※この地図は、第三国間の領土問題について一定の立場を表わすことを意図したものではありません。

展示資料のご紹介



対日平和条約（認証謄本）（複製）

所蔵：外務省外交史料館

1951年9月8日、ソ連など3か国を除く49か国の全権によって署名されました。ひとしく正文である英語、フランス語及びスペイン語により、並びに日本語により作成されました。領域に関する条項は第二章に記載されています。



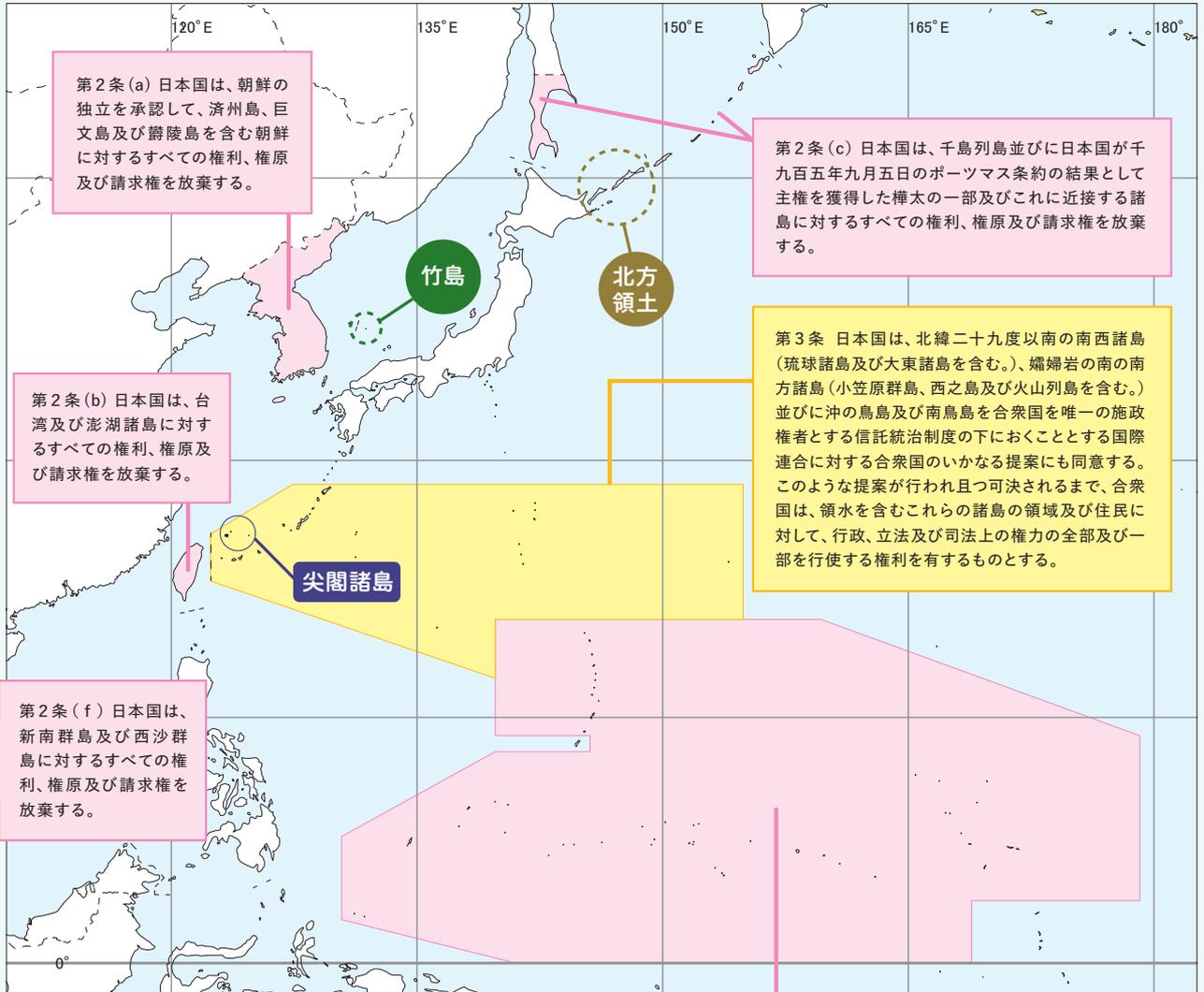
サンフランシスコ平和条約（映像資料）

毎日映画社提供

毎日映画社の前身である、毎日新聞社ニュース映画室の製作です。当時、海外の大きなニュースに関しては、外国の報道機関等から映像を購入して「ニュース映画」を制作し、映画館などで映画上映の前に流していました。本映像は、その一部を抜粋したものです。

サンフランシスコ平和条約の領土処理

サンフランシスコ平和条約により日本の領土が法的に確定しました。北方領土・竹島・尖閣諸島のいずれも、日本が放棄した地域には属していません。



第2条(a) 日本国は、朝鮮の独立を承認して、済州島、巨文島及び鬱陵島を含む朝鮮に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する。

第2条(c) 日本国は、千島列島並びに日本国が千九百五年九月五日のポーツマス条約の結果として主権を獲得した樺太の一部及びこれに近接する諸島に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する。

第2条(b) 日本国は、台湾及び澎湖諸島に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する。

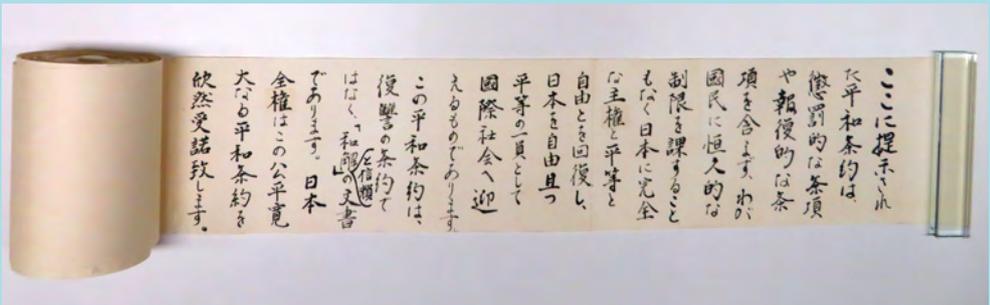
第3条 日本国は、北緯二十九度以南の南西諸島（琉球諸島及び大東諸島を含む。）、彌留島の南の南方諸島（小笠原群島、西之島及び火山列島を含む。）並びに沖の鳥島及び南鳥島を合衆国を唯一の施政権者とする信託統治制度の下におくこととする国際連合に対する合衆国のいかなる提案にも同意する。このような提案が行われ且つ可決されるまで、合衆国は、領水を含むこれらの諸島の領域及び住民に対して、行政、立法及び司法上の権力の全部及び一部を行使する権利を有するものとする。

第2条(f) 日本国は、新南群島及び西沙群島に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する。

第2条(e) 日本国は、日本国民の活動に由来するか又は他に由来するかを問わず、南極地域のいずれの部分に対する権利若しくは権原又はいずれの部分に関する利益についても、すべての請求権を放棄する。

第2条(d) 日本国は、国際連盟の委任統治制度に関連するすべての権利、権原及び請求権を放棄し、且つ、以前に日本国の委任統治の下にあつた太平洋の諸島に信託統治制度を及ぼす千九百四十七年四月二日の国際連合安全保障理事会の行動を受諾する。

日本が領有権を放棄した地域
米国に施政権を委ねた地域（日本は潜在的な主権を維持）



対日平和条約受諾演説の原稿（複製）

所蔵：外務省外交史料館

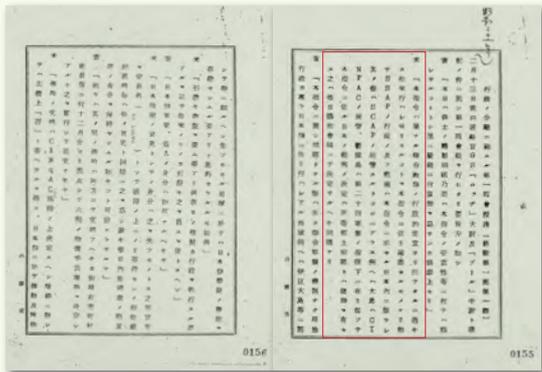
演説を日本語で行うことが決まったのは当日のことであり、演説の直前までかかって、数人が手分けして原稿を浄書し、順序通りにつなぎ合わせました。長さは30メートルにも及び、外国人記者からは、まるで「トイレットペーパー」のようだと言われました。

サンフランシスコ平和条約と日本の領土

現在の日本の領土を法的に確定したのはサンフランシスコ平和条約であり、同条約により北方領土、竹島及び尖閣諸島のいずれも日本が保持することとされました。

この展示では、サンフランシスコ平和条約の交渉過程における竹島をめぐる議論について、委託資料調査や公益財団法人日本国際問題研究所の調査に多くの進展が見られるところ、日本の領土であることが確認された交渉の経緯について、関連する各国の公文書の画像とともに紹介します。

韓国は、サンフランシスコ平和条約の起草過程において、日本が放棄すべき地域に竹島を加えるように要請しましたが、米国は、ラスク国務次官補名の公式な書簡により拒否し、そのまま条約は署名され条文は確定しました。これに対し、韓国は、「海洋主権宣言」を发出し一方的に李承晩ラインを設定、同ライン内に竹島を取り込みました。



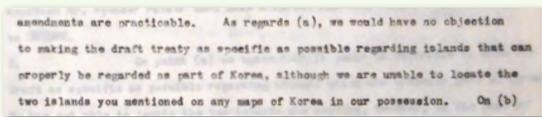
所蔵：外交史料館

「行政の分離に関する第一回会談録」 (1946年2月13日)

1946年1月、連合国軍総司令部が発出した指令 SCAPIN677 により、占領の期間中、日本政府が行政権を行使できる範囲が定められた。韓国は、同指令により、竹島は、日本の統治・行政範囲から切り離され、韓国の不可分の領土になったと主張している。

しかし、同指令には領土帰属の最終的決定に関する連合国の政策を示すものと解釈されてはならない旨が明示的に規定されている。このことは、左の日本政府関係者とGHQ関係者の会談録におけるGHQ側の発言「本指令は単なる連合国側の行政的便宜*より出でたるに過ぎず」「本指令による日本の範囲の決定は何ら領土問題とは関係を有せず之は他日()講和会議にて決定さるべき問題なり」からも確認できる。

※当時日本や朝鮮半島南部など東アジア各地を占領していた米軍各部隊にはそれぞれその管轄範囲が定められていたが、日本を占領していたGHQの管轄範囲を、日本が行政権を行使できる範囲と定めたもの。



豪州外務省のプリムソル氏宛電報 (1951年7月25日付) (部分)

所蔵：オーストラリア国立公文書館

資料画像は公益財団法人日本国際問題研究所提供

韓国による豪州への要請(1951年7月20日頃)

韓国が、平和条約において日本が放棄すべき地域に竹島を加えるように、米国のみならずオーストラリアにも要請を行っていたことが最近判明した。

1951年7月、卞榮泰(ピョン・ヨンテ)韓国外務部長官は、当時釜山にいた豪州の外交官に対して条約草案第2条a項(朝鮮の放棄)への「ドク島」などの追記への指示を求めている。その際、韓国外務部長官は、この島が本土の南方にある程度の距離にある旨説明したので、豪州は「ドク島」を特定できず、韓国の主張の正当性の評価もできなかったようである。なお、関連電報はニュージーランドにも共有されていた。その後、韓国の要請にかかわらず、第2条a項は修正なく確定した。豪NZ両国は、韓国の要請が受け入れられなかったことを認識していた。

平和条約の交渉過程①

1945 (昭和20) 年～1950 (昭和25) 年



米 国



英 国 ・ 英 連 邦

冷戦の深化 ↓ 講和目的

日本の軍事脅威の排除から西側陣営の一員としての確保へ

〔1945年〕

1945年8月 日本はポツダム宣言を受諾

日本国の主権は、本州、北海道、九州及び四国と「吾等（連合国）が決定する諸小島」に限られるとされた。

〔1947年〕

1947年3月 国務省草案

第1章「領土条項」第1条で日本が保持する島を列挙。同章第4条は日本が放棄する朝鮮に竹島を含む。

1947年7月 米務省 極東委員会11ヶ国に対して対日講和予備会談（3分の2の多数決）を提唱

草案を用意

米政府内にも慎重論

1947年8月 国務省草案

3月草案よりさらに詳細な規定に。竹島の扱いは1947年3月草案に同じ。

ソ連と中華民国が反対

1947年8月26日 - 9月2日 キャンベラ会議

「どの島嶼も、主権についての紛争が残ることにならないよう、この条項は非常に慎重な原案作りが必要である。」（英政府作成の同会議のための説明資料より）

〔1948年〕

1948年3月 ジョージ・ケナン米務省政策企画室長報告書（PPS28）

日本を西側陣営に確保するため、対日平和条約を積極的に追求せず、日本の経済復興をまず優先すべきことを提案。

英連邦は平和条約について独自の検討を行っていたんだね。



〔1949年〕

1949年11月 シーボルド米国駐日政治顧問代理の意見書

日本による竹島の領土主張は古く正当であることを指摘。日本が保持する領土について線で取り囲む規定方式が日本人に深刻な心理的不利益を与えると指摘。

この頃から講和条約の目的は、日本の再軍事大国化を防止することから、西側陣営の主要な仲間にしていくことに変わっていったんだね。



草案に影響を与える

1949年12月 国務省草案（竹島は日本が保持）

第2章「領土条項」第3条の日本が保持する島々に竹島が加えられる。第6条では日本が放棄する朝鮮の島嶼から竹島が削除される。同草案注釈書：

シーボルドの意見書は、その後の条約草案の検討に大きな影響を与えたよ。



草案に影響を与える（次のパネル）

〔1950年〕

1950年4月 ダレスが対日講和の担当者に

ダレス（John Foster Dulles）上院議員が国務長官顧問として任命される。国務省政策企画室の下で軌道修正された講和方針を継承。

1950年1月 コロンボ会議

コロンボ（スリランカ）で開催された英連邦外相会議。

草案の大幅改訂

1950年6月25日 朝鮮戦争勃発

この頃から条約草案の検討は本格化していくよ。



平和条約の交渉過程②

1950 (昭和25) 年～1951(昭和26) 年



米 国



英国・英連邦



韓国

(1950年)

1950年8月・9月 国務省各草案
〔「短い草案」：日本が保持する島の規定削除〕

これまでの草案に比べて簡潔な規定となり、日本が保持する島を列挙したり、付属地図を表示して日本が保持する領土を線で囲む規定がなくなる。朝鮮に関しては、日本による朝鮮の独立承認のみで、日本が放棄する朝鮮の島々への言及がなくなる。9月草案の要点が7項目にまとめられ、「対日講和7原則」となる。

米国は、「短い草案」の方針転換し、竹島の言及はなくなったけど、竹島を日本に残すという方針は変わらず、また英連邦諸国もその米国の方針を認識してたんだね。



1950年10月(31日までと推定)
米国が豪州に回答

米国は、日本に残す島の一つとして竹島を明記。

この後は、米英を中心とした条文草案の検討が行われていくよ。



米国は、対日講和を英国の協力の下で行うことが望ましいと判断。

(1951年)

1951年1月～2月 ガスコイン駐日英国連絡公館代表が訪日中のダレス米國務長官顧問と意見交換。
3月 英国から米国への対日平和条約について覚書の送付。米国からの回答。
米英それぞれで条約草案を作成。

1951年3月23日 米国3月草案

第2条は「連合国は、日本及びその領水に対する日本国民の完全な主権を承認する。」
第3条は「日本は朝鮮、台湾及び澎湖諸島に関するすべての権利、権原及び請求権を放棄する。」(朝鮮の範囲についての規定なし)

米3月草案は、関係国に共有された最初の草案。韓国とも共有されたよ。



1951年5月7日 駐米韓大臨時代理大使からアチソン國務長官宛の書簡

3月草案へのコメント。韓国は連合国の一つとして条約に署名することなどを要求。

連合国としての条約の署名は、米英から拒否される。

1950年5月 日本との講和条約に関する英連邦作業委員会(於：ロンドン)

9月、英国は、英連邦作業委員会報告書を米国と共有(米国はコメントせず)。

9月22日以降、米国は「対日講和7原則」を関係国と共有。11月24日公表。

英国は、「対日講和7原則」についてコメントを避け、英連邦報告書への米コメント及び米草案の共有を求める(実現せず)。

1950年10月19日 豪州が米国に質問

豪州は「対日講和7原則」に関して米国に質問を送付。「日本の旧領土の処理に関するいっそう詳しい情報」を求める。

豪州は11月2日に、同回答を英国とも共有。

1950年11月20日 駐日英国連絡公館報告書

キャンベラ会議報告書の記述(「どの島嶼も、主権についての紛争が残ることにならないよう、この条項は非常に慎重な原案作りが必要である。」)を強調。

英国は、米国のみ主導で条約草案が固まっていくことに危機感。方針転換し、ただちに米国草案の共有を求めず、米国との協議の中で自らの主張の実現の確保を目指す。英国は、1951年1月の英連邦首脳会議で同方針を他の英連邦諸国に伝達。

1951年4月7日 英国4月草案(竹島を日本領土から除外)

第1条で、日本の主権の及ぶ範囲を線で囲み、隠岐と竹島の間にその線を引く。
第2条で日本の朝鮮放棄を規定。「日本は、ここに、朝鮮の主権に対する請求権並びにすべての権利、権原及び利益を放棄する。」

英国は、1941年4月23日付の英国外務省作成の文書で、米国草案について、済州島と竹島の主権をめぐる論争が起きる可能性を指摘。
「日本の近くのどの島嶼も、ソ連やその他のアジアの共産国に利益を及ぼす状況を生むような形で、主権についての紛争を残すことにならないよう、この条項の原案作成を非常に慎重に行うことが不可欠である。」

アメリカの「短い草案」について、イギリスは、紛争回避の観点から心配したんだよ。



韓国政府

米国 ↓ 寛容な条約・短い草案
英国 ↓ 紛争回避・長い条文案

平和条約の交渉過程③

1951(昭和26)年



米 国



英国・英連邦



韓国

(1951年)

1951年4月25日～5月4日 米英事務レベル協議

英国は、日本と朝鮮の間にある島嶼の帰属を明確にすることを望む。

米国は、日本の主権の及ぶ範囲を線で囲む方式が日本人に及ぼす心理的不利益を懸念。

5月2日 米英事務レベル協議第7回会合

→ 英国は英国草案第1条(日本の主権が存続する範囲を規定する条文)を取下げ。英国草案第1条では、竹島を日本の主権が存続する線の外においていたが、**同条の取下げにより竹島を日本領土外とする方針も取り下げられる。**

「双方の代表団は、日本が主権を放棄する領域だけを挙げる方がよい旨合意した。これに関して、合衆国草案第3条は、三つの島、すなわち、済州島、巨文島及び鬱陵島の挿入が必要であろう。」

朝鮮に帰属する島として済州島、巨文島及び鬱陵島を明記。竹島は朝鮮に含まれないことが確定。

5月3日 米英共同草案

第2条「日本国は、朝鮮(済州島、巨文島及び鬱陵島を含む。)に対するすべての権利、権原および請求権を放棄する。」

5月の米英共同草案の時点で、米英は、日本が竹島を保持することで認識を一致させていたよ。



1951年6月14日 改訂米英共同草案(ダレス顧問訪英時の米英協議の結果作成)

第2条(a)「日本国は、朝鮮の独立を承認して、済州島、巨文島及び鬱陵島を含む朝鮮に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する。」→1951年9月8日の署名時の文言に同じ。

関係国と共有

韓国政府

1951年7月9日 ダレス國務長官顧問と梁裕燦(ヤン・ユチャン)駐米韓国大使の会談

ダレスは、梁大使に改訂米英共同草案を渡した。

1951年7月19日 ダレス顧問と梁裕燦駐米韓国大使の会談

改訂米英共同草案に関し、梁裕燦(ヤン・ユチャン)駐米韓国大使は、米國務長官宛の書簡をダレスに手交。梁大使は、**日本が放棄する朝鮮に「独島」(竹島)及び「バラン島」*を含めることを要求。**

下榮泰(ピョン・ヨンテ)外務部長官は、7月17日頃、駐韓米国大使に同旨を要請。

※「波浪島」の韓国語音。韓国の南西にある現在の東シナ海の暗礁ソコトラロックを島と誤認したもの。

1951年8月10日 ラスク國務次官補から梁裕燦(ヤン・ユチャン)駐米韓国大使への書簡(ラスク書簡)

竹島についての韓国の要求を拒否。

「ドク島又は竹島ないしリアンクール岩として知られる島に関しては、この通常無人である岩島は、我々の情報によれば朝鮮の一部として取り扱われたことが決してなく、1905年頃から日本の島根県隠岐島支庁の管轄下にある。この島は、かつて朝鮮によって領有権の主張がなされたとは見られない。」

「バラン島の記載についての要求は取り下げられたと理解する。」

韓国がオーストラリアにも日本が放棄する朝鮮に竹島を加えるように要求したことは最近わかったことだよ



豪州は韓国の要請に対応せず

豪州は「独島」や「バラン島」がどこにある島であるのか特定できず。

1951年7月20日頃 下榮泰(ピョン・ヨンテ)外務部長官と豪外交官(プリムソル氏)の会談

豪州に日本が放棄する朝鮮に「独島」(竹島)及び「バラン島」を含めることへの支持を要請。

1951年9月8日 サンフランシスコ講和会議、平和条約署名

要求を認められなかった韓国は、李承晩ラインの設定という実力行使に出るよ。



もっとよく知りたい方へ



竹島及び尖閣諸島に関する研究・解説サイト

<https://www.cas.go.jp/jp/ryodo/kenkyu/index.html>

うち、特にサンフランシスコ平和条約に関するもの



【竹島】サンフランシスコ平和条約の起草経緯

https://www.cas.go.jp/jp/ryodo/kenkyu/takeshima/chapter02_section03_02.html



塚本孝「対日平和条約（サンフランシスコ平和条約）における竹島の扱い」

https://www.cas.go.jp/jp/ryodo/kenkyu/takeshima/chapter01_column_01-01.html

本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は必ずしも政府の見解を表すものではありません。

日本外交文書デジタルコレクション



平和条約の締結に関する調書/サンフランシスコ平和条約

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/honsho/shiryo/archives/sk-1.html>



外務省外交史料館 特別展示「サンフランシスコ講和への道」

(外交史料館別館展示室で平成24年7月～10月に行われた展示)

https://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/honsho/shiryo/san_francisco.html

サンフランシスコ平和条約に関する主要な文献

※この企画展のテーマに関する主要な学術文献を紹介するもので、それぞれの文献は、政府の見解を表すものではありません。

【サンフランシスコ平和条約全般】

西村熊雄『日本外交史27 サンフランシスコ平和条約』（鹿島研究所出版会、1971年）

細谷千博『サンフランシスコ講和への道』（中央公論社、1984年）

渡辺昭夫、宮里政玄編『サンフランシスコ講和』（東京大学出版会、1986年）

坂元一哉『サンフランシスコ平和条約の外交史的研究』（2003-2004年）文部科学省科学研究費補助金研究成果報告書

【サンフランシスコ平和条約における領土処理】

原貴美恵『サンフランシスコ平和条約の盲点：アジア太平洋地域の冷戦と「戦後未解決の諸問題」』（溪水社、2012年）

【北方領土】

塚本孝「北方四島とサンフランシスコ平和条約」『島嶼研究ジャーナル』第8巻1号（2018年）6-22頁

高井晋「北方領土問題の歴史と諸権利(2)」『島嶼研究ジャーナル』第8巻1号（2018年）23-45頁

【竹島】

塚本孝「平和条約と竹島（再論）」『レファレンス』518号（1994年）31-56頁

塚本孝「竹島領有権紛争に関連する米国國務省文書（追補）＝資料＝」『「竹島問題に関する調査研究」最終報告書』（2007年）79-89頁

塚本孝「対日平和条約と竹島の法的地位」『島嶼研究ジャーナル』第2巻1号（2012年）40-53頁

藤井賢二「対日講和条約と竹島—英国国立公文書館所蔵資料の検討—」『島嶼研究ジャーナル』第8巻2号（2019年）99-122頁

藤井賢二「サンフランシスコ平和条約における竹島の取扱いについて」『島嶼研究ジャーナル』第10巻1号（2010年）45-69頁



藤井賢二「サンフランシスコ平和条約の領土条項と竹島

- 1951年の交渉経緯を中心に -」（日本国際問題研究所ウェブサイト）

<https://www.jiia.or.jp/column/2021/10/07/Besshi.pdf>



領土・主権展示館

NATIONAL MUSEUM OF
TERRITORY AND SOVEREIGNTY



@ryodoshuken

Twitter やってます

※詳細はホームページを御覧ください。



[所在地] 東京都千代田区霞が関3-8-1 虎の門三井ビルディング1階 [電話番号] 03-6257-3715

<https://www.cas.go.jp/jp/ryodo/tenjikan>